

独立行政法人等の役員に就いている
退職公務員等の状況等の公表について

「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)、「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成 14 年 4 月 26 日閣議決定)に基づき、次のとおり公表いたします。

獨立行政法人教職員支援機構

令和3年10月1日現在

役 職	氏 名	就任年月日	経 歴
理事長	荒瀬 克己	令和３年４月１日	昭和５２年４月 京都市立堀川高等学校常勤講師 昭和５３年４月 京都市立伏見工業高等学校教諭 昭和６０年４月 京都市立堀川高等学校教諭 平成７年４月 京都市教育委員会指導部学校指導課指導主事 平成１０年４月 京都市立堀川高等学校教頭 平成１５年４月 京都市立堀川高等学校校長 平成２４年４月 京都市教育委員会教育企画監 平成２６年４月 大谷大学文学部教授（～令和３年３月３１日） 平成３１年４月 国立大学法人兵庫教育大学理事(非常勤) （～令和３年３月３１日） 令和２年４月 関西国際大学基盤教育機構待遇教授 （～令和３年３月３１日） 令和３年４月 独立行政法人教員教職員支援機構理事長
理 事	○大路 正浩	令和３年５月１日	昭和６２年４月 文部省採用 昭和６３年１月 文化庁長官官房総務課 平成２年１０月 文部省学術国際局国際企画課 平成６年１０月 長崎県教育庁文化課長 平成９年１月 総理府人事局参事官補佐 平成９年９月 文部省学術国際局国際企画課課長補佐 平成１３年７月 文化庁文化財部伝統文化課文化財保護企画室長 平成１５年７月 千葉県教育庁教育次長 平成１８年８月 文部科学省初等中等教育局教職員課 教員養成制度企画官 平成１９年７月 内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官 平成２１年４月 文化庁長官官房国際課長 平成２３年４月 内閣府政策統括官付参事官 平成２４年５月 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長 平成２７年４月 文部科学省高等教育局私学部私学行政課長 平成２８年６月 独立行政法人国際交流基金上級審議役 平成３０年７月 文部科学省退職（役員出向） 平成３０年７月 独立行政法人教職員支援機構理事 令和元年５月 独立行政法人教職員支援機構理事再任

※上記の表中、氏名の前に○を付けている役員は、以下「（参考）」に基づき公表するものです。

(参 考)

「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)Ⅲ-4-(2) (抄)

ニ 各独立行政法人等(独立行政法人等情報公開法の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)Ⅱ-3-(2)-⑥ (抄)

ア 各独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成 14 年 4 月 26 日閣議決定)6 (抄)

(4) 法人は、その役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。